

た。

(2) インドネシア人メイド問題

a インドネシア人メイドの現状

シンガポールにはインドネシア人メイドが約6万人いる。しかしながら、1999年1月から2004年1月の5年間で114人のインドネシア人メイドが自殺又は事故により高層ビルから墜落して死亡している。こうした状況を踏まえ、雇用エージェント協会(AEAS)^(注2)はインドネシア人メイドの現状について調査を実施した。この結果、次のような問題があることが指摘された。

(a) インドネシア人メイドが抱える問題

- インドネシア人メイドが抱える問題としては、以下のようないくつかの問題点が挙げられる。
- ① 仲介業者が正確な情報をメイドに与えていない。
 - ② 不法な手続で入国している。
 - ③ 事前の職業訓練が十分でない。
 - ④ 当地における労働条件や雇用契約について十分なオリエンテーションがなされていない。
 - ⑤ メイドには当地の雇用法が適用されないため、法的保護が十分でない。

(b) 雇用主側の問題

また、雇用主側の問題としては、休暇を与えない、過重労働、休憩を与えない等の問題が挙げられている。1日の労働時間が16時間以上や19時間以上になるメイドも数多くいる。また、仕事の内容もメイド本来の家事労働だけでなく、工場・レストラン・商店等で兼務労働させられるケースも見られる。食事については、十分な食事を与えられなかつたり、食事を取る時間がなかつたりする等の問題が指摘されている。また、イスラム教徒のメイドにお祈りの時間を与えなかつたりするケースもある。

b 問題への対応

こうした現状について、これまで政府及び雇用エージェント協会(AEAS)は次のような対応を行っている。

(a) 政府の対応

政府は、2005年1月からメイドの最低年齢を18歳から23歳に引き上げ、最低8年間の教育を受けた者という義務を課した。それに伴い、4月から最低賃金を50シンガポールドル(約3,250円)引き上げ週280シンガポールドル(約1万8,200円)とした。

(b) 雇用エージェント協会(AEAS)の対応

2005年6月には、AEASがメイドの休日数を月4日に増やす検討を始めている。同協会のアングランド＝セア会長は、すべての国籍のメイドについて休日を4日に増やすことに大半の加盟業者は前向きであり、雇用契約の標準化などの詳細に取り組んでいると述べている。

c 今後の課題

インドネシア人メイドの問題については、言葉の問題及び文化の相違等が指摘されており、2005年4月からメイドに対する英語の試験が義務づけられたところである。しかしながら、特に中国人系シンガポール人家庭では宗教面での配慮がなく、その点について今後更なる対応が必要であるとの指摘もある。

また、上記調査報告は、政府はメイドの保護をより一層強化するために、

- ① 最低労働条件を明示した協定を締結する。
 - ② 雇用主や仲介業者を管理するシステムを構築する。
 - ③ 労働者の権利を教えるオリエンテーションを実施する。
 - ④ メイドの抱える問題を処理する効果的なメカニズムを構築する。
- などの改善策を行う必要がある旨を指摘している。

(注1) 月次変動手当とは、全国賃金審議会が導入を推奨している賃金の構成要素である。

従来のシンガポールの賃金は基本給と(年次)変動手当(年間増補賃金と各種ボーナス)から構成され、賃金コストを削減する場合は年末に支給する変動手当で行うのが一般的であったが、1997年以降のアジア経済危機では、年末での変動手当調整まで待てずに解雇で対処する企業が続出した。

そこで全国労働組合議会(NTUC)が、賃金構成に、基本給と変動手当の他に月次変動手当を新設し、景気が急に悪化してコスト削減が必要になった場合は月次変動手当を減らすという仕組みを提案した。この提案を受け、全国賃金委員会は「1999－2000年賃金勧告」以来導入を推奨してい

る。

ただし、実際には導入が普及しているとは言い難い状況にある。シンガポール全国使用者連盟とシンガポール企業連盟は、経営者は今後2、3年内に賃金の10%を月次変動手当にすべきである、との認識を共同声明で示している。

(注2) 雇用エージェント協会(AEAS)とは、シンガポール人材開発省(Ministry of Manpower)の協力により作られた人材会社のための協会であり、海外からシンガポールに働きに来る外国人労働者がより快適に働くようにするために作られたものである。

インドネシア

1 経済及び雇用・失業等の動向

2004年の経済成長率は5.1%となり、景気は拡大した。中国向けの輸出、アメリカ向けの輸出の増加が景気の拡大に寄与している。

2004年の失業率は9.9%となり、厳しい雇用情勢となっている。

〈表2-52〉 インドネシアの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

	(%, 千人)				
	2000	2001	2002	2003	2004
実質 GDP 成長率	—	3.8	4.4	4.9	5.1
就業者数	89,838	90,807	91,647	92,810	93,722
失業者数	5,813	8,005	9,132	9,820	10,251
失業率	6.1	8.1	9.1	9.5	9.9

資料出所 内閣府経済財政分析統括官付海外担当「月刊海外経済データ」、インドネシア中央統計局、ILO “Yearbook of Labour Statistics 2004”

(注) 2001年より、失業者の定義に、「失業中だが新会社を設立済みの者」、「失業中だが職の見込みがないと考え求職していない者」、「一定期間後働き始める準備をしている者」も加えた。このため、2001年以降の失業者数及び失業率は2000年以前と接続しない。

2 賃金・物価・労働時間等の動向

製造業労働者の名目賃金上昇率は2001年に31.8%となり、上昇傾向である。一方、2004年の消費者物価上昇率は6.1%となった。

年間労働時間は近年2000時間前後で推移している。

〈表2-53〉 インドネシアの賃金及び消費者物価上昇率の推移

	(%)					
	1999年	2000	2001	2002	2003	2004
名目賃金上昇率	17.3	30.1	31.8	—	—	—
消費者物価上昇率	20.5	3.7	11.5	11.9	6.7	6.1

資料出所 内閣府経済財政分析統括官付海外担当「月刊海外経済データ」、ILO “Yearbook of Labour Statistics 2004”

(注) 名目賃金上昇率は製造業の数値。

〈表2-54〉 インドネシアの年間労働時間の推移

	(時間)				
	1995年	1996	1997	1998	1999
年間労働時間	2,040	1,986	2,035	1,973	2,001

資料出所 ILO “Labour market dynamics in Indonesia”

3 労働施策をめぐる最近の動向

(1) 最低賃金の引き上げ

a 概要

2005年の州別法定最低賃金(UMP)の更新が、2004年10月から12月にかけて各地で行われ、ジャカルタ特別州の最低賃金は71万1,843ルピア、引き上げ率6.3%となった。東ジャワ州では平均5.0%、中部ジャワでは平均8.0%の引き上げが決定した。

b 内容

ジャカルタ特別州の最低賃金の改定は、主要労働組合、インドネシア経営者協会(APINDO)、インドネシア商工会議所等の政労使3者構成の賃金審査委員会で査定が行われ、2005年の州別法定最低賃金月額(UMP)は71万1,843ルピア、引き上げ率6.0%となった。

インドネシアの最低賃金は、毎年算定される最低必要生計費(KHM)を基準として協議されるが、最低必要生計費は主要な生活必需品43品目の市場価格を基準に関係団体の独自の調査に基づいて算出されるため、賃金審査委員会と各労組が算出した額にかなりの開きがある。

〈表2-55〉 ジャカルタ特別州における最低賃月額の推移

	(ルピア、%)				
	2001年2月	2002.1	2003.1	2004.1	2005.1
最低賃金月額	426,250	591,266	631,544	671,550	711,843
対前年上昇率	23.8	38.7	6.8	6.3	6.0

資料出所 インドネシア政府

タイ

1 経済及び雇用・失業等の動向

タイの2004年の経済成長率は6.1%の増加となり、景気は引き続き拡大している。

雇用情勢を見ると、2004年の失業率は2.1%で、前年2003年の2.2%から微減した。

〈表2-56〉 タイの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

年	2000	2001	2002	2003	2004
実質GDP成長率	4.8	2.2	5.3	6.9	6.1
就業者数	—	32,104	33,061	33,841	34,729
失業率	3.6	3.3	2.4	2.2	2.1

資料出所 内閣府経済財政分析統括官付海外担当「海外経済データ」

タイ統計局ホームページ

(注) 就業者数は、四半期数値を平均して海外情報室で算出。

2 賃金・物価・労働時間等の動向

2004年現在の労働者賃金月額は、国家統計局の労働力調査によると、全産業平均(農林水産業を含む)で6,915バーツ(1バーツ≈3.1円)、上昇率は2.3%となり、上昇傾向にある。また、2004年の消費者物価上昇率は1.8%となった。

〈表2-57〉 タイの賃金及び消費者物価上昇率の推移

年 四半期	2001	2002	2003	2004	2005 I
賃金月額	6,663	6,611	6,759	6,915	7,176
上昇率	2.5	-0.8	2.2	2.3	—
消費者物価上昇率	1.6	1.6	0.6	1.8	2.8

資料出所 賃金：タイ国家統計局“Labor Force Survey”の四半期数値より、海外情報室で計算。

物価：内閣府経済財政分析統括官付海外担当「海外経済データ」

3 労働施策の最近の動向

(1) 新しい最低賃金が8月から施行

2005年7月18日に会集した最低賃金委員会において、原油高に伴う生活コストの増加に対応するため、ナラティワト県を除いた75県において2～8バーツ(2005年8月4日現在1バーツ≈3.15円)の最低賃金(日額；1日8時間計算)引上げが決定された、とソラアトクリンプラトゥム労相は公表した。

これによる基本(全国)最低賃金額は139バーツであり、バンコク及び周辺県では181バーツとなった。

新たな最低賃金額が適用されるのは2005年8月1日からとなっている。

タイでは、1973年以来、地域ごとに最低賃金委員会^(注)が定める日額最低賃金が設定されており、現在の制度根拠は、1998年労働者保護法(第79条)となっている。

(注) 最低賃金委員会

内閣の任命する15人の委員で構成され、最低賃金に係る審議は、各県の賃金委員会からの意見具申をもとに行われる。